

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度） 特定個人情報保護評価書に対する市民意見募集について

特定個人情報保護評価とは

個人番号（マイナンバー）を利用する事務ごとに、個人のプライバシー等の権利・利益に与える影響を予測したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じることを、評価書にて宣言（公表）するものです。

特定個人情報保護評価のうち、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響が特に大きいと考えられる全項目評価を実施する事務については、全項目評価書に対する市民の皆様からのご意見を募集し、いただいたご意見を考慮したうえで、必要に応じて評価書の見直しを行います。

また、評価書は横浜市個人情報保護審議会による第三者点検を受けた上で、個人情報保護委員会へ提出し、公表します。

市民意見募集

事務名称

評価書番号：41、子どものための教育・保育給付に関する事務

意見募集期間

令和7年2月14日（金）から令和7年3月17日（月）まで ※必着です。

提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。

①郵送又は持参

〒231-0015 横浜市中区尾上町1丁目8番地 関内新井ビル10階

②ファクス

045-550-3942

問合せ先

こども青少年局 保育・教育認定課

その他

- ・個人情報、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）に従って個人情報を適切に取扱います。
- ・お電話や来庁により口頭でご意見を提出することはできません。
- ・提出されたご意見に対して個別回答は行いません。評価書に対する貴重なご意見として、参考にさせていただきます。あらかじめご了承ください。

特定個人情報保護評価書に対する意見提出様式

事務名称	子どものための教育・保育給付に関する事務
ページ番号	評価書の下部に記載されているページ番号を記入してください。 【記入例】 30 ページ
該当項目	意見の対象となる項目を指定し、記入例のように記入してください。 【記入例】 II（特定個人情報ファイルの概要）－3（特定個人情報の入手・使用）－①（入手元）
意見	